

入学説明会資料

○内容

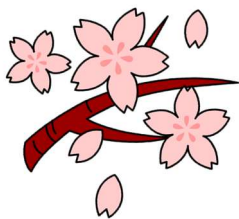
1. 校長挨拶
2. 教育課程について（教務主任）
3. 入学までの諸準備（1年生主任）
4. ことばの教室・なかよし・すこやか学級について（特別支援コーディネーター）
5. 保健室から（養護教諭）
6. いじめ対策基本方針について（教頭）
7. その他

☆旭小学校からのお知らせは、以下の方法でお知らせ致します。

「旭小学校ホームページ」

「すくすくメール」

「スクリレ」



柏市立旭小学校

旭小学校の概要

1. 学校所在地 柏市旭町6-5-17
電 話 04-7144-6400
2. 開 校 昭和48年4月1日（柏市立柏第一小学校及び柏市立柏第二小学校から分離）
3. 教育課程（第1学年）
教科（国語・算数・生活・音楽・図工・体育）
特別の教科道徳
特別活動（学級活動など）
4. 主な学校行事 （令和5年度の例：4月当初に予定したもの）

4月	入学式 1年生をむかえる会 授業参観・懇談会 全国学力調査（6年）	10月	新体力テスト 授業参観・懇談会
5月	各種健康診断 引き渡し避難訓練（地震対応） 交通安全教室 運動会 各学年・校外学習（～12月）	11月	就学時健康診断
6月	フリー参観 交通安全教室 6年・修学旅行（日光）	12月	柏市学力調査（1～6年） ちばっ子未来デザインシート調査 （3～6年） 学習発表会 終業式
7月	終業式 個人面談	1月	始業式 校内書き初め展
8月	夏休み	2月	避難訓練（不審者対応） 授業参観・懇談会
9月	始業式 夏休み作品展 5年・林間学校（手賀の丘）	3月	6年生を送る会 卒業式 修了式・辞校式

1年生時間割（令和5年度）

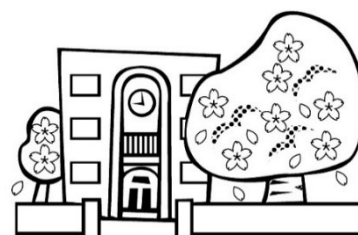
		月	火	水	木	金
朝の会	8:10~8:20	朝の会				
モジュール	8:20~8:30	モジュール国語（10分×国語）				
1	8:35~9:20					
2	9:25~10:10					
プレイタイム	10:10~10:25	プレイタイム（15分）				
3	10:25~11:10					
4	11:15~12:00					
給食	12:00~12:45	給食（45分）				
昼休み	12:45~13:05	昼休み（20分）				
清掃	13:05~13:20			ロング 昼休み		
準備	13:20~13:25					
5	13:25~14:10	1月から 5校時実施				
帰りの会	14:10~14:20	4月~12月 13:25 ~13:35 1月~3月 14:10 ~14:20	14:10~ 14:20	14:10~ 14:20	14:10~ 14:20	14:10~ 14:20

★令和6年度の年間行事予定や時間割については、改めて4月に入ってからお知らせします。

令和6年度入学式

4月11日（木） 10:00（開式）

9:00~9:30（受付）



入学までの準備

1. 心の準備

- (1) 学校は楽しい所という期待が持てるようにしましょう。
「みんなと一緒に勉強できるよ。」「友達がたくさんできるよ。」
「給食はおいしいよ。」
入学への不安を取り除きましょう。
- (2) 通学路を確かめながら2～3度歩いて、安全な歩き方や危険箇所を確認しましょう。
信号などは本人に確認させ、自分で判断する習慣をつけさせましょう。
- (3) 学校で使う道具（はさみ、セロハンテープ、ホッチキスなど）は、学校が始まるまでに、実際に使い、扱い方を練習しておきましょう。

2. 家庭でのしつけ（この時期大切にしたいこと）

- (1) あいさつや返事がはっきりとできますか。
 - ・ 呼ばれたら「はい」と返事をする。
 - ・ 「おはようございます」「さようなら」「こんにちば」「ありがとう」「ごめんなさい」「ってきます」「ただいま」等
- (2) 落ちついて、静かに人の話を聞けますか。
 - ・ 話をする人の目を見て、最後まで話を聞く。
- (3) 自分の思いや考えていることをはっきり話せますか。
 - ・ 大きな声ではっきり話す。
 - ・ 最後まできちんと話す。
 - ・ 困ったことは何でも言える。
- (4) 自分のことは自分でしようとしていますか。
 - ・ 衣服の着衣・脱衣ができる。
 - ・ 自分の物の整理・整頓ができる。
- (5) だれとでも仲よくできますか。
 - ・ 友達選びをせず、だれとでも仲よくできる。
- (6) がまんができますか。
 - ・ 苦手なことでも、意欲的に挑戦できる。
- (7) マナーを守って食事ができますか。
 - ・ だらだら食わずに20分くらいで食べ終わるようにする。
 - ・ 好き嫌いをしない。苦手なものも、一口は挑戦してみる。
 - ・ きちんと座って食事をする。
 - ・ 箸の使い方に気をつける。…鉛筆の正しい持ち方にもつながります。
- (8) 自分の名前を読んだり書いたりしてみようとしていますか。
 - ・ 自分の物を大切に扱うためにも、自分の名前が読み書きできるようにしておきましょう。

3. 集金について（予定）

- (1) 給食費 月4, 770円（令和5年度）
- (2) 教材費 毎月、集金の手紙を配付します。
- (3) PTA会費 月300円（加入しているご家庭のみ）

※詳細については、4月以降にお知らせします。

4. 入学までに準備するもの

☆所持品には、すべてひらがなで記名してください。{例 1-1 かしわたろう}

- ・衣 類 (上着, 下着, スカート, ズボン, パンツ, 靴下, 靴, 傘, ハンカチ, 帽子など)
- ・学用品 (下記にあるもの全て)

- ① ランドセル ----- なるべく軽く, 不要なアクセサリーのついていないもの。
※キーホルダーをつけるのは, トラブル防止のため禁止しています。
- ② 筆箱 ----- 扱い易く丈夫なもの。箱型で, 1本ずつ鉛筆が入るもの。(缶ペンは避ける)
- ③ 鉛筆 ----- B・2B 5本程度 ※毎日削ってきます。※鉛筆キャップはつけないで下さい。
- ④ 赤青鉛筆 ----- 1本 (赤と青がいっしょになったもの)
- ⑤ けしゴム ----- 本体が白で, 絵や模様, 匂いのないシンプルで消しやすいもの。
- ⑥ 定規 ----- 15cm程度の, 透明なもの。※折り畳み式ではないものをご準備下さい。

- ⑦ 下敷き
- ⑧ 色鉛筆 (12色~16色程度のもの。)

- ⑨ クレヨン (16色程度のもの。)
- ⑩ はさみ (先が丸くなっているもの)
- ⑪ のり (液体のり・中ぶたをとって)
- ⑫ カスタネット
- ⑬ セロハンテープ (小さなもの)
- ⑭ ホッチキスと針 (一箱)
- ⑮ 折り紙 (ジッパー付きの袋に入れて)

- ⑯ 名前ペン (油性黒)
- ⑰ ビニール袋 (2~3枚)

- ⑱ 油粘土 (粘土ケースに入れて), 粘土板

※これまで使用したもので構いませんが, 少ない場合は1kg程度になるように補充してください。

- ⑲ 鍵盤ハーモニカ --- 授業の時間が重なることがあるので, 兄弟間での共用は難しいと思います。

※今まで使っていたもので結構です。購入を希望される方には, 入学後に改めて注文を取ります。

- ⑳ 上履き ----- 甲の部分に名前を書く。

- ㉑ 上履き入れ --- 現在使用しているもので構いません。

- ㉒ 体操服 ----- 学校指定のものはありません。一般的に体操服として販売されているもの。
男女とも, 上は白の体操服。下は, 黒又は紺の短パン, ハーフパンツなど。

※油性のマジックで名前を書く。

- ㉓ 赤白帽子 ----- あごにかけるゴムをつける。

- ㉔ 体操服を入れる袋 ----- 布製で, 紐は長すぎないように袋の横幅と同じくらいの長さにする。

- ㉕ 給食袋, ランチョンマット, ロフキ用タオル (色, 柄は自由です。)

※衛生面を考え, 毎日持ち帰って洗濯をします。2セットは用意してください。

- ㉖ 歯ブラシ, コップ

- ㉗ ぞうきん2枚

- ㉘ 防災頭巾 ----- ふだんは, 椅子の上に敷く座布団として使用します。

※ カバーは, 椅子にかけられるように幅広のゴムをつけてください。

- ㉙ 水筒, 水筒袋 (机の横に水筒を入れて下げておきます。持ち手から袋の底まで45cm以内のもの。)

※すべて、既製品でも手作りでも結構です。

- ㉚ 傘 (折りたたみではないもの。一人で傘を閉じ, まとめられるように練習しておきましょう。)

お道具箱に入れる

お道具箱は、学校でまとめて購入
して、入学式当日にお渡しします。

☆ノートも、学校でまとめて購入します。

[illegible]

- 6 –

ことばの教室について



お子さんのことばについて、心配なことはありませんか。

旭小学校には、「ことばの教室」が設けられています。

「ことばの教室」は、ことばを話すときに正しく発音できない音がある、はっきりしない話し方である、ことばが足りず意味が伝わらない、ことばがつかえてしまうなどの課題のあるお子さんを対象にした教室です。

発音の誤りをそのままにしておきますと、自分のことばを気にするようになり、友達との関係や学習などへの影響が生じる恐れもあります。

心配なお子さんをお持ちの方は、ぜひ一度、ご相談ください。

【指導対象になるお子さんは】

正しく発音できない子

例：がっこう・・・だっとう
せんせい・・・てんてい
さかな・・・たかな

話すときに音を繰り返したり、必要以上に音を伸ばしたり、音が出なかったりする子

例：ぼ、ぼ、ぼくね。
ぼ～くね。

声ははっきりしない子

例：声が鼻に抜ける

ことばが繋がらない子

幼児語がみられる子



話さない子：

例：家ではよく話すのに
学校に行くと・・・

聞こえにくさのある子

【こんな指導をします】

＊ 一人一人の課題・問題に応じ、その子に合った指導をします。（個別指導）

＊ 子どもをより良くするための手立てを保護者とともに考えます。

【指導を受ける時間・回数】

通常の学級で学習しながら、決められた時間にことばの教室に来て指導を受けます。

指導の回数は、週1～2時間程度です。

【気軽に相談してください】

相談に来たからといって必ずしも入級することにはなりません。ご家庭や学級で指導していただく他、相談だけを続けていく場合もあります。

お子さんのことばの問題に関することなら、何でも結構ですので気軽に相談してください。

なかよし・すこやか学級（特別支援学級）について

今年度、旭小にはなかよし学級とすこやか学級1組・2組の計3学級の特別支援学級があります。



どんな学習をしているの？

社会的な自立を目指し、そのために必要なスキルを習得できるように指導しています。



- ・ 着替え
- ・ 荷物の片付け
- ・ 友達との関わり方 など

一人一人に合わせ、指導方法を考えています。なかよし学級は、主に個別に学習をした方が効果的であるお子さんの学習場所です。すこやか学級は、言葉の理解や活用、場に応じた適切な行動をとることを目標としたお子さんの学習場所です。

学習の面では、児童の実態や保護者の願いに沿って、教科書の内容をかみ砕いて指導したり、苦手な内容を繰り返し学んだりしています。同じ学年の子ども達との交流学习も行い、集団行動の約束を学んでいます。他にも、生活単元学習・自立活動として、商店での買い物や畑での野菜作りなど、生活に即した学習活動を行っています。



主な一日の流れ（令和5年度：1年生の場合）

～ 8:10	朝の支度	朝の支度や今日の予定の確認、係活動を行います。
8:10～ 8:20	朝の会	なかよし・すこやか合同で行います。
8:20～ 8:30	朝学習	曜日や実態により、集団で学習をしています。
8:35～ 9:20	1 時間目	児童に応じた課題を使って個別に学習をしています。 教科に応じて、交流学級での学習も行います。
9:25～10:10	2 時間目	
10:10～10:25	プレイタイム	
10:25～11:10	3 時間目	児童に応じた課題を使って個別に学習をしています。 教科に応じて、交流学級での学習も行います。
11:15～12:00	4 時間目	
12:00～12:45	給食	児童の実態に応じて、なかよし・すこやかの教室や交流学級の教室で食べています。
12:45～13:05	昼休み	
13:05～13:20	掃除	なかよし・すこやかの各教室の清掃を行います。
13:25～14:10	5 時間目	児童に応じた課題を使って個別に学習をしています。 教科に応じて、交流学級での学習も行います。
14:10～14:20	帰りの会	帰りの支度や今日の振り返りを行います。終わり次第、なかよし・すこやかの各教室で帰りの会を行います。
14:20～	下校	

障害のある子どもも、ない子どもも共に学ぶ仕組み

インクルーシブ教育システム

の構築に向けて



障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年4月1日より施行になり、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会づくりが始まっています。一人一人の必要性を考えて、合理的配慮（裏面参照）を行うことが法的に義務づけられ、小中学校もその対象となっています。学校教育の場においては、これまでも必要に応じた配慮を行ってきましたが、今後もすべての子どもにとって学びやすい環境づくりに努めて参ります。

【インクルーシブ教育システム】

用語解説

障害のある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害のある子どももない子どもも共に学ぶことを推進するための仕組み

【合理的配慮】

障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（文部科学省引用）

◆◆ 合理的配慮の申し出の仕方 ◆◆

配慮の申し出

本人と保護者が必要な支援について相談し、学校に申し出ます。

合意形成に向けた、本人・保護者・学校等による話し合い

本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援について話し合い、決定します。
意見の一致を図ることができるよう十分に話し合うことが大切です。

必要に応じて教育委員会も加わります

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

決定した目標や配慮・支援等を個別の教育支援計画に明記します。

※「個別の教育支援計画」とは、関係機関が連携して支援をするための長期計画書です。

「個別の指導計画」とは、支援計画に基づき、指導をするための短期計画書です。

合理的配慮・支援の実行

実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。

定期的な評価と本人・保護者への進捗の報告

本人の状態や環境に合わせ、提供した配慮や支援について、本人・保護者・学校で評価を行います。

柔軟な見直し

適切な時期に見直すことが重要です。

次に合理的配慮の例を示しましたので、必要な場合は、お子さんと一緒に学校へご相談ください。

◆◆ 合理的配慮の例 ◆◆

視覚に困難さがある場合は…

- ・ 座席を前にする
- ・ 拡大教科書やデジタル教科書を利用する
- ・ プリントやテスト用紙を拡大する
- ・ 弱視レンズや書見台を使用する
- ・ タブレットを活用する



読字・書字等学習に困難さがある場合は…

- ・ 漢字にルビをふる（配付資料や試験問題等）
- ・ 文章を読み上げる（板書や試験問題等）
- ・ 書く量を減らす
- ・ タブレットや電子辞書を利用する



肢体に困難さがある場合は…

- ・ 車椅子や階段昇降機を利用する
- ・ 移動や日常生活を介助する
- ・ 体育の学習内容を変更（調整）する
- ・ 段差を解消する



聴覚に困難さがある場合は…

- ・ 座席を前にする
- ・ 簡単な手話やメモを使う
- ・ 口形をはっきりさせて会話する
- ・ FM式補聴システムを利用する



集団生活に困難さがある場合は…

- ・ 座席を配慮する
- ・ 刺激の少ない部屋を利用する



「合理的配慮」は、その子どもにとってはなくてはならない支援です。例えば、見えにくい状態にあるものを、眼鏡をかけることにより、他の人と同じ「見える」状態にすることと同じことです。配慮は一人一人異なります。まずは学校へご相談ください。



柏市では、導尿、喀痰吸引、経鼻経管栄養等、柏市立小中学校における「医療的ケア」に関する体制整備を実施しています。「医療的ケア」に関しては、柏市教育委員会児童生徒課（下記）まで、お問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費について

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に係る教育費の一部を援助する制度があります。通常の学級に在籍する児童生徒で、障害の程度が学校教育法22条の3に該当するお子さんについても対象となります。詳しくは、柏市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

学校教育課 担当まで 電話 04-7191-7367

特別支援教育（柏市立小中学校における合理的配慮、医療的ケア等を含む）に関する問い合わせは、

児童生徒課 担当まで 電話 04-7191-7210

保健室から

お子さんの入学を間近に控え、喜びと不安が入り混じった今日この頃ではないでしょうか。入学までの2か月間で望ましい生活習慣の基礎を身につけ、元気に入学されることを心よりお待ちしております。

◇入学される前にそろそろ準備を◇

1. 規則正しい生活のリズムを作りましょう。
リズム作りのポイントは…



「早寝早起き朝ごはん」
(文部科学省・国民運動
の合言葉です)

●3度の食事をきちんととる

特に朝食は午前中の活動を支える大切なエネルギー源です。朝食をとることにより、頭もからだも目覚め、学習への意欲も高まります。

●早寝早起きの習慣をつける

〔睡眠時間は10時間以上が望ましいです〕

子どもの睡眠は、からだの成長や脳の発達にとって大切な役割を担っています。毎日決まった時刻に寝たり起きたりできるようにしましょう。



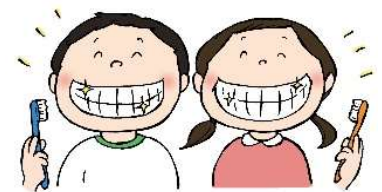
●定期的な排便の習慣をつける

和式トイレ使えますか？

朝食を食べると、大腸が反射で動き出します。そのタイミングが一番排便しやすい状態です。毎朝、朝食後にトイレタイムを10分くらい意識的にとりましょう。朝の排便ができていないことが、学校で腹痛を起こす原因となる場合があります。

●起床後の洗顔、食事後の歯みがき習慣を身につける

さわやかな気持ちで1日がスタートできるように、洗顔と朝食後の歯みがきの声かけをお願いします。旭小では毎月歯みがきカレンダーを配付し、朝昼晩の歯みがきチェックをしています。



2. むし歯・目・耳・鼻・皮膚疾患のあるお子さんは入学前に治療を済ませておきましょう。

3. 予防接種は早めに受けておきましょう。

法的に定められた予防接種を完全に受けているか、母子手帳を確認しましょう。

特に、麻しん風しんワクチン(MR)は2回接種済みでしょうか？麻しんは非常に感染力が強いので、入学前に2回接種を済ませておくことが推奨されています。入学前は公費で無料となりますので、できる限り接種を終えてから入学してください。

4. 特異体質や慢性疾患等、健康上特に注意を要するお子さんは、入学後、必ず担任に連絡してください。特に、心臓疾患(川崎病等)、腎疾患の既往のあるお子さんについては、主治医の先生による「学校生活管理指導表」を学校に提出していただきます。その指導表に基づいて、体育の時間や持久走、縄跳びの制限を行うなど、主治医の指示に従って学校生活を送ります。入学前に定期健診等を受けられるお子さんは、事前に用紙をお渡ししますので、旭小保健室までご連絡ください。

◇保健室から入学後のお願い◇



1. 家を出る前に、必ず健康観察を
 - ・ 毎朝、お子様の健康状態をよく見てください。
[顔色・表情・食欲・元気があるかどうか]
 - ・ いつもと変わった様子のときは必ず検温し、平熱より1度以上高い場合は、無理に登校せず、家で休養をとるようにしてください。
 - ・ 学校は集団生活の場です。一人が無理をすると周囲の健康にも影響を及ぼします。
なんらかの症状がある場合には、必ず医療機関を受診し、医師の指示に従うようお願いいたします。一人ひとりの心がけが、みんなの健康を守ります。

2. 緊急連絡先を明らかに
 - ・ 学校で具合が悪くなり、授業を受けることが難しいと思われる場合は保護者の方にお迎えをお願いしています。
 - ・ 学校で思わぬケガをし、病院にかかる場合もありますので、必ず連絡がとることができる緊急連絡先を明らかにしておいてください。
 - ・ 「緊急連絡個人票の記入について」をお読みになり、「緊急連絡個人票」の記入をお願いいたします。（就学時健診の際にお渡ししたピンクの封筒に入っています）
入学式当日にご提出ください。



3. 保健室の利用について
 - ・ 保健室は学校内でおきたケガや病気に対して応急手当をし、必要な場合には、家庭や医療機関へ移送するためのところです。内服薬を与えることや継続的な治療は行いませんので、ご承知おきください。



4. 日本スポーツ振興センター災害共済について
 - ・ 日本スポーツ振興センター災害共済とは、学校管理下（登校中から下校中まで）において負傷した場合はその治療費を支給し、死亡・障害の場合は見舞金を支給する制度です。全国の子どもたちが加入しています。詳細は入学後にお知らせします。
[全員加入 掛け金 920 円のうち個人負担は 460 円、柏市で 460 円を負担します。]



保健室では、お子様が元気で楽しい学校生活を送ることができるよう健康相談を行っています。

お子さまの健康に関して心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

柏市立旭小学校 学校いじめ防止基本方針

柏市立旭小学校
平成26年3月1日策定
令和5年4月10日改訂

1 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定する。学校においては、この法の有無に関わらず児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものである。さらに、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

2 組織および組織図

(1) 生徒指導推進会議

全職員が参加し情報を共有すると共に、課題解決の為に共有をする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施すると共に、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) 校内いじめ防止対策委員会

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置し、解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、管理職、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター等とする。

(5) 組織図（別紙1のとおり）

3 いじめの未然防止について

学校においては、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び全児童が再確認する。同時に、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心がける。また、保護者には、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続して情報発信していく。

(1) 学級経営

① 児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。その全ての児童の心持ちを理解した上で、児童個々の人格の完成を目指し、児童個々に応じた日々の言葉かけや指導方法を考える。

② 居場所づくりと自己有用感

学校に安心できる居場所を作り、自己有用感を持たせるため、児童個々の特性を理解し、有効な言葉かけや助言を行う。同時に、自己指導力の獲得を促す。

③ 学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。「いじめをしない、させない、傍観しない」という学級規範意識を醸成する。

④ 組織対応

教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を指導する。さらに部活動、委員会、学団、全校体制で児童に関わる。

⑤ 生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われる。義務教育9年間を視野に入れ、中学校と連絡を密にとり、現状に即し発達段階に応じた生徒指導を行う。

(2) 学校体制

縦割り活動（児童会活動）では、縦割り集団において上級生がリーダーシップを発揮できる機会を設けることにより、自己有用感を高め、下級生への思いやりの心を育む。

4 いじめの早期発見について

(1) 教育相談週間

教育相談を毎学期全員と実施する。希望があれば担任以外の教員やスクールカウンセラーとの相談も可能とする。児童に「大切にされている」との思いを持たせると共に、児童理解を深めることができる。悩み相談は、気軽にするように日頃から伝えておく。

(2) 柏市いじめの状況調査

毎学期末に、実施しているいじめの状況調査により、いじめの状況を把握する。必要に応じて、集計を必要としない簡易アンケートも実施し状況の把握に努める。

（柏市いじめの状況調査の保存期間は、実施年度の末から5年間保存する）

(3) 日頃の観察

学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化に迅速な対応ができるように心がける。必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持つ。また、担任以外の職員が、児童の変化に気づいた時には、担任や学年主任に迅速かつ適切に伝えるよう共通理解する。

5 いじめの相談・通報の体制について

○いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（引用・・・いじめ防止対策推進法）

○いじめ解消の定義

被害児童に対する心理的又は物理的な影響（インターネットも含む）が学校の内外を問わず3ヵ月継続して止んでいること。被害児童が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等で確認する。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じた事情も勘案して判断する。

（引用・・・いじめ防止対策推進法）

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込まず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、傾聴の姿勢を忘れずに、次の点に留意しながら丁寧に行う。

- ・客観的の事実を先入感なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行う。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせ、必要に応じて数回の聞き取りをする。
- ・学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように配慮する。
- ・高学年の女子については、教員一人での聞き取りはなるべく避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。いじめられた者へは必ず守り通すことを、いじめた側へは今後の励ましを込めて、厳しさと愛情をもって調整する。

(4) 保護者連絡

保護者に対しては、迅速に電話または来校依頼、家庭訪問により連絡する。

(5) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

(6) 見守り

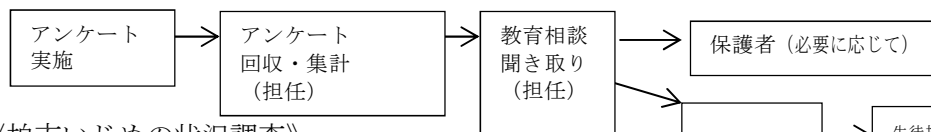
いじめがなくなったと認めた後も、さらに見えない所で行われていないか等、見守りを続ける。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情を持って見守っていることを継続的に伝えていく。必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

(7) 関係機関への連絡

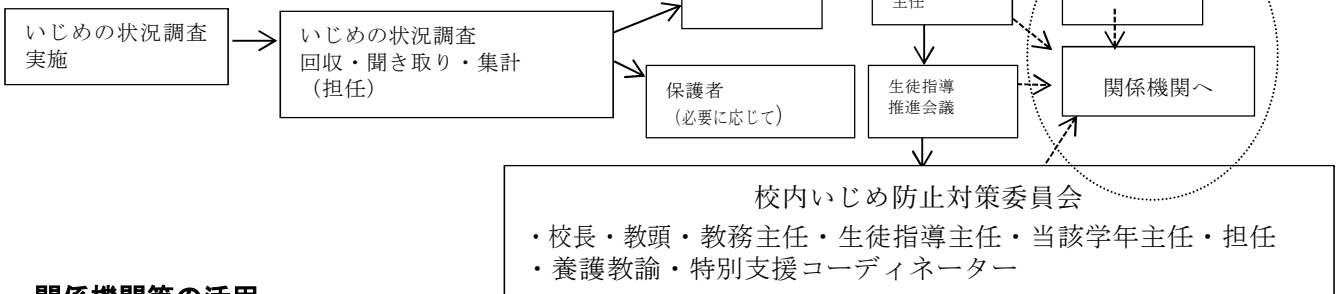
重大事態と判断した場合は、関係機関に報告・連絡・相談をする。

○ いじめ発見から対応までの流れ

《教育相談》



《柏市いじめの状況調査》



6 関係機関等の活用

(1) 教育委員会

毎学期行われている柏市いじめの状況調査で報告する。また、校長の判断により、重大事態については児童生徒課担当への連絡をすると共に指導助言を受ける。

(2) 柏市少年補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ連絡をすると共に指導助言を受ける。

(3) 幼稚園・保育園・中学校

小学校入学前の児童同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事態発生時等、校長の判断により躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。

(5) スクールカウンセラー及び学習相談室

児童個々と直接的に接するスクールカウンセラーや学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

7 いじめの指導について

① いじめられた被害児童

・いじめを受けた被害児童、知らせてきた児童の安全を確保すると共に、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

・いじめを受けた被害児童が信頼できる人と連携し、いじめ児童に寄り添い支える体制を作る。

・いじめを受けた被害児童に「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど、自尊感情を高める。

・いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級・通室によって、いじめを受けた児童の学びの場の確保を行う。

- ・関係機関と連携をしながら、いじめを行う児童への指導を継続する。
- ・保護者の要請があれば、学区外就学を承認する。

②いじめた加害児童

- ・いじめを行った加害児童には、いじめの意味を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめを行った加害児童が抱える問題や背景にも目を向けて必要な指導を行う。その指導においては、柏市少年補導センター及び千葉県警察本部東葛地区少年センターと連携して対応に当たる。
- ・いじめが、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、千葉県柏児童相談所及び柏警察署生活安全課に支援を要請する。
- ・指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関とも連携をとり、継続して指導する。

③いじめに関わった児童(傍観者や仲裁者、相談者)

- ・いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

④外国にルーツのある児童への対応

言語や文化の差異、世界情勢から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、いじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国にルーツのある児童に対する理解を促進すると共に、必要な支援を行う。

⑤宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童への理解と対応

宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、支援に努める。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共に組織として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

⑥特別な支援を必要とする児童への対応

発達障害特性（LD・ADHD・自閉スペクトラム症等）を有する児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解、啓発を図ることにより、いじめを未然に防止するよう努める。その際、※熱心な無理解者とならないように留意して指導に当たる。

※無理解・誤解・理解不足などの状態にも関わらず、熱心と言われるくらいの積極的な指導・支援を繰り返し、かえって当事者の状態を悪化させてしまう人

⑦LGBTQへの対応

- ・性的マイノリティや性別違和・性的指向・性自認に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要となる。性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、スクールカウンセラー等を活用しながら児童の心情等に配慮して対応を行う。
- ・保護者から学校に対して相談が寄せられた際には、カミングアウトの強制やアウティング等が無い様に、守秘義務を順守して、教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切に対応する。

⑧感染症等に関する人権への配慮と対応について

新型コロナウイルスの感染が広がり、全国的に誤解や偏見による、感染者や医療関係者、その家族や事業所などへの誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が増加している。感染症は誰にでも感染するリスクがあり、差別や偏見、いじめ、SNSでの心ない書き込みなどは絶対に許されることではない。人権侵害保護の観点からも、正確な情報に基づいた冷静な指導が求められる。

⑨学級全体

- ・道徳…教育活動全体を通して、規範意識、友情、生命尊重等について考えさせ、また、年間指導計画に基づき、機会を逃さず、話題について、確実に道徳の時間を行う。
- ・教科等指導…「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じることは、充実した学校生活につながる。

⑩SOSの出し方に関する教育の推進

①悩みを抱えた時に、「現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）」ができるようにすること。

②「身近にいる大人がそれを受け止め、支援できるようにすること」を目的とした教育です。

- ・学級活動、道徳等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1回以上実施する。
- ・児童が悩みを抱えた時に助けを求めること等の教育は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配付時等で、全ての児童を対象に毎年度繰り返し実施する。

⑪その他

・校長の判断により、いじめを行う児童、いじめを受けた児童の別室登校や自宅学習による出席扱い等の対応をする。

・いじめを受けた児童の心身を保護するためにやむをえない場合には、いじめを行う児童に対し出席停止措置等をとる。

【出席停止の制度】

・懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられたもの。

(2) 不登校児童や不登校の定義

文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

（引用・・・文部科学省HP）

○不登校支援について（教育支援センター「きぼうの園」）

小学生・中学生を対象とした不登校支援として、学習指導や基本的生活習慣の改善のための相談などを行っている。電話窓口 04-7133-9400 午前9時から午後16時まで

（引用・・・柏市オフィシャルウェブサイト）

(3) 保護者・地域

①啓発

児童の規範意識やしつけ等、子供の教育に対する第一義的責任は保護者にあることを、学校だより等を通じて継続的に周知していく。特にゲーム機、スマートフォン等やSNS、インターネット等を通じてのいじめの予防や、いじめがあった場合の子供の変化の特徴等について、保護者に周知・啓発する。

②おはようウィーク

豊四季中学校区三校（豊四季中学校・柏第二小学校・旭小学校）合同による朝の挨拶運動を、毎学期3日間（年間9日間）程度実施する。保護者、青少協、地域ボランティアは、朝の挨拶を通して、子供たちを見守ると共に地域の一員としての意識を持つ第一歩とする。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自死したり、それを企図したりした場合
- ・心身等に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・年間30日を超える欠席がある場合

上記規定は、もちろんのこと児童生徒の個々の状況と保護者の要望を把握して判断する。

（引用・・・いじめ防止対策推進法）

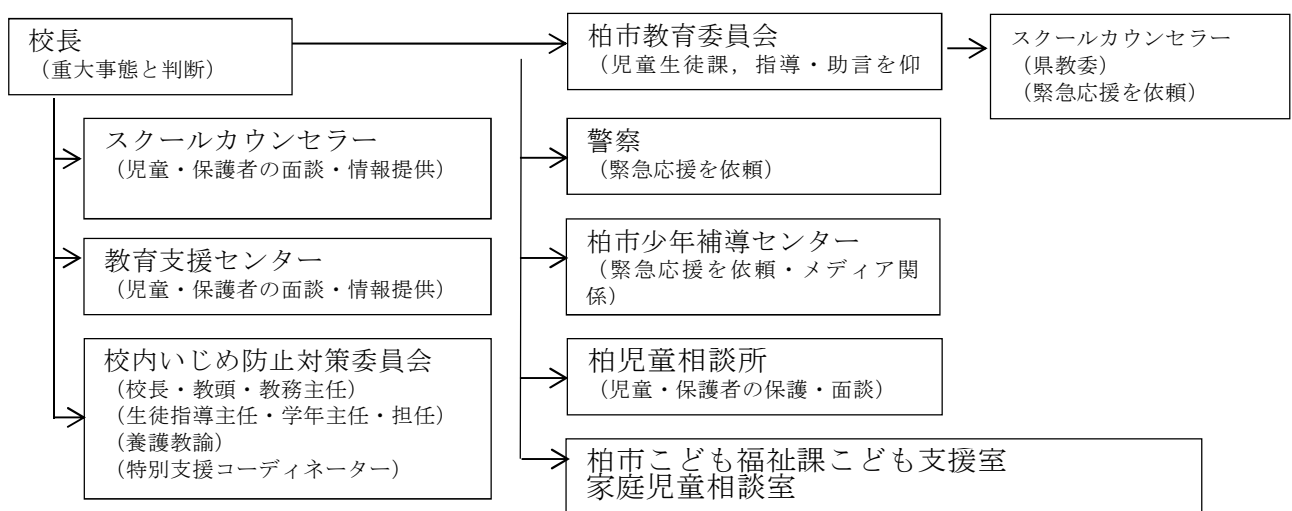
(2) 対処

- ①児童生徒課に連絡する。（校長の判断による） いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽を行わない。
- ②市教委と相談の上、校内いじめ防止対策委員会を立ち上げる。
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い、重大事態と判断した場合には警察に通報する。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。

(3) 調査結果及び報告

- ・調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- ・調査結果の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止の為に必要があると認める時には、法第30条第2項の規定に従い、報告された調査結果について再度調査を行う。

○ 重大事態発生時の対応



9 SNS・ネット上のトラブルについて

ネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシー侵害等があった場合は、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置の実施にあたり、法務局又は地方法務局の協力を求める。

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、支援を求める等、インターネットを通じて行われるものを含めて、いじめと捉えて対応する。

10 対教師暴力について

学校は暴力を容認する場ではない。必要に応じて、「法的対応」や「警察」を導入する。

11 公表、点検、評価等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導推進会議、職員会議、学校評議員会議等により、毎年度末に向けた改訂を視野に入れた点検・評価をした後、学校ホームページ上に公表する。また、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。
- (2) 学校評価を視野に入れた保護者アンケート実施の際、学校のいじめ対策に関する項目を設け、点検・評価を行う。

12 年間指導計画について

4 月	教育相談週間	6 月	生活アンケート	6 月	柏市いじめの状況調査
		10 月		11 月	
		2 月		2 月	

13 スクールソーシャルワーカーの役割

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築，連絡・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築，支援
- ④保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

14 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違い

スクールソーシャルワーカーは，社会福祉士，精神保健福祉士等の資格を持ち，「児童生徒を取り巻く環境」に注目する。スクールカウンセラーは，臨床心理士等の資格を持ち「児童生徒の心の問題」に注目する。

15 24 時間子供 SOS ダイヤルについて

《概要》

いじめ問題やその他の子供の SOS 全般に悩む子どもや保護者等が，いつでも相談機関に相談できるよう，都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて 24 時間対応可能な相談体制を整備。子供たちが全国どこからでも，夜間・休日を含めて，いつでもいじめやその他の SOS をより簡単に相談することができるよう，全都道府県及び指定都市教育委員会で実施。下記のダイヤルに電話すれば，原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。



子どもと親のサポートセンター電話相談窓口（千葉県教育委員会HP）

電話番号 0120-415-446（千葉県内のみ）

対応時間 24時間（引用・・・文部科学省HP）

16 STANDBY アプリについて

児童生徒が所有しているスマートフォンや一人一台端末から児童生徒課や専門機関に直接，いじめ等の悩みを匿名で報告・相談したり，心と体の状態を記録してアンケートに回答することで自己管理能力の育成やいじめの早期発見をしたりできるアプリがある。